

# 綾川町若者定住促進補助金 交付申請の手引き

綾 川 町

令和8年4月

# も く じ

1	補助の対象となる方	・・・	1
2	補助金の額	・・・	2
3	交付申請	・・・	2
4	補助金の請求	・・・	3
5	補助金交付までの流れ	・・・	3
6	若者定住促進補助金 Q&A	・・・	3～6
7	申請書の提出先及びお問い合わせ先	・・・	6

## 《書き方見本》

	綾川町若者定住促進補助金交付申請書	・・・	7
	債権者登録申請書	・・・	8
	同意書（書式例）	・・・	9
	委任状（書式例）	・・・	10
	綾川町若者定住促進補助金交付要綱	・・・	11～13



# 綾川町若者定住促進補助金について

綾川町では、人口の減少を抑制し、定住の促進と地域の活性化を図るため、町内に定住するために住宅を新築、又は購入、若しくは建替えを行なった若者を対象に、定住促進補助金を交付します。

## 1. 補助の対象となる方

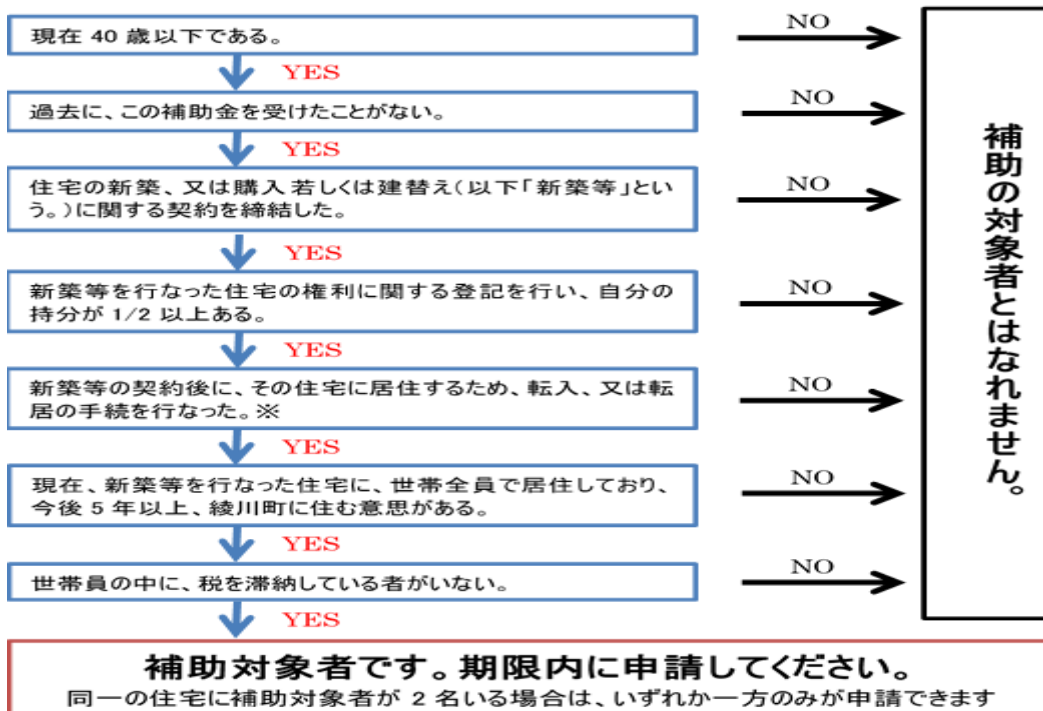
次の要件をすべて満たす方

- (1) 住宅を新築、又は購入、若しくは建替え（以下「新築等」という。）を行い、この補助金の交付を申請した日において、40歳以下の方
- (2) 住宅の所有者である方（共有名義の場合は、持分 1/2 以上の方。また、持分が 1/2 の方が 2 名の場合は、どちらか一方）
- (3) 世帯全員が、住宅の所在地において、住所を有している方
- (4) 購入した住宅で、引き続き 5 年以上居住する意思のある方
- (5) 世帯全員が、市区町民税を滞納していない方

ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 過去に、この補助金を受けたことのある方
- (2) 転入や転居を伴わずに、町内で住宅を新築、又は購入、若しくは建替えを行なった方
- (3) 転入、又は転居の日前 3 年以内に、建替えを行なった住宅の所在地に居住していた方

### 《補助対象者チェック表》



※建替えした住宅の所在地に、転入、転居日前 3 年間に於いて、住所を置いていた方を除きます。

## 2. 補助金の額

区分	補助対象経費	補助率	限度額	備考
住宅の新築、又は新築した住宅の購入	住宅の新築、又は新築した住宅の購入に要する経費（建物の権利に関する登記を行なった日前1年以内に購入し、持分が1/2以上の土地の購入費用を含む。）	10/100 ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に、1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。	100万円 ただし、新築等を行なった住宅が旧綾上町地域に存する場合は、200万円	店舗併用住宅の場合は、補助対象経費を居住部分の面積で按分して得た額を補助対象経費とする。  区分ごとの補助対象経費を合算して補助対象経費とすることはできないものとする。
中古住宅の購入	中古住宅の購入に要する経費（持分が1/2以上の土地の購入費用を含み、購入後の改修費用を除く。）			
住宅の建替え	住宅の建替えに要した経費（既存住宅の撤去費用を除く。）			

## 3. 交付申請

建物の登記を行なった日、又は世帯全員が、新築等を行なった住宅の住所地に住所を移した日のいずれか遅い日から起算して、3ヶ月以内に、以下の書類を提出してください。

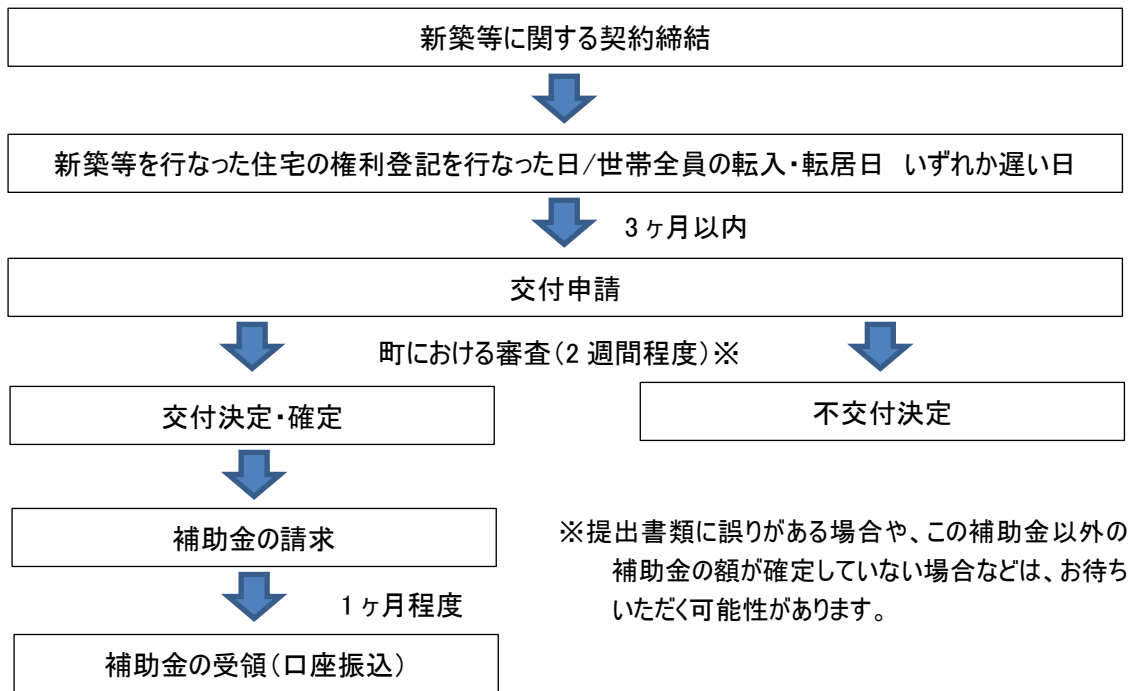
代理人による申請や、郵送による申請も可能ですが、同一世帯以外の方を代理人とする場合は、受任者の身分を証明する書類（免許証など）を添付した委任状が必要です。また、各種証明書の取得に関しては、発行元にご確認ください。

- (1) 交付申請書
- (2) 世帯全員の住民票謄本（続柄の記載されたもの）
- (3) 世帯全員の完納証明書、若しくは非課税証明書
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) 住宅の登記事項証明書
- (6) 土地購入契約書の写し（借地の場合は土地賃貸借契約書の写し、建替えの場合は必要なし）
- (7) 住宅新築又は購入、若しくは建替えに係る契約書の写し
- (8) 補助対象経費にかかる領収書、又は銀行振込控えの写し
- (9) 国、県又は本町の制度による他の補助を受けている場合は、当該補助金の額が確認できる書類
- (10) 住宅の平面図（間取り、床面積が確認できるもの。中古住宅を購入後、改修を行なった場合は、改修後の間取り、床面積が確認できるもの）及び位置図
- (11) 住宅の全景写真（撮影位置を変えて2枚）
- (12) 債権者登録申請書
- (13) 同意書（同一世帯以外に、補助の要件を満たしている方がいる場合）
- (14) 委任状（同一世帯以外の方が、代理申請等を行なう場合）

#### 4. 補助金の請求

町において申請書類を審査し、補助金の交付を決定した場合には、「交付決定及び額の確定通知書」を送付しますので、「交付請求書」に必要事項を記入の上、提出してください。なお、交付しないことを決定した場合は、その理由を記載した「不交付決定通知書」を送付します。

#### 5. 補助金交付までの流れ



#### 6. 若者定住促進補助金 Q&A

項目	質問内容	回答
補助対象	家の増改築(リフォーム)は、対象になりますか？	対象にはなりません。
	リフォーム済みの中古住宅を購入した場合も、リフォーム代は補助の対象外になるのですか？	補助対象とします。中古住宅の購入の場合、対象外となるのは、購入後に行なった増改築に要する費用です。
	土地付きの中古住宅を購入し、建替えを行ないます。両方の費用を対象にできますか。	中古住宅の購入か、建替えのいずれかの費用しか対象にはなりません。
	町内のアパートに住んでいます。町内に住宅を新築しようと思うのですが、対象になりますか？	転居を伴うと考えられますので、他の条件を満たしていれば対象になります。

項目	質問内容	回答
補助対象	町外に住んでいますが、町内に住む両親と同一の敷地内に、家を建てたい(建替えを含む)と考えています。補助の対象になりますか？	転入を伴うと考えられますので、他の条件を満たしていれば対象になります。ただし、リフォームの場合は対象となりません。
	町内の家を建替えるために、一旦別の場所に住所を移しています。家が完成して戻ってくれば、申請は可能ですか？	対象にはなりません。 3年以内に同一の住所地に戻る場合は、対象者にはなれません。
	店舗併用型住宅の場合でも、補助対象になりますか？	居住部分は対象になります。居住部分の面積で按分した額で補助金の算定を行います。
	アパートを建設し、その一室に居住します。対象になりますか？	対象にはなりません。今回の補助金は一戸建て住宅を対象としています。
	親は同居しませんが、親と共有名義で住宅を購入しました。私の持分は1/2ですが、対象になりますか？	持分が1/2以上あり、その他の条件を満たしていれば、対象になります。ただし、持分が1/2ずつで、2名による共有の場合は、どちらか一方しか申請できません。
	妻と共有名義で住宅を購入しました。持分は1/2ずつです。私は40歳を超えていますが、妻は40歳以下です。申請できますか？	年齢要件以外の条件も満たしていれば、奥様が申請人となって、申請することが可能です。
	住宅ローンを組んで購入したため、銀行の抵当権が設定されています。対象になりますか？	対象になります。
	現在、家を新築中ですが、完成時期には、41歳になります。対象になりますか？	建物の権利に関する登記をした日、又は世帯全員が転入・転居した日のいずれか遅い日以降の申請となりますので、対象にはなりません。
	住宅を購入しましたが、住むのは1年後を予定しています。対象になりますか？	世帯全員が転居した日以降の申し込みになります。その日において、補助の要件を満たしていれば、対象になります。
補助対象経費	私の持分は1/2ですが、補助対象経費も1/2になるのでしょうか？	申請者は、持分が1/2以上の方、1名に限られますが、補助対象経費は、持分によって按分することはありません。
	土地の購入代金は補助対象経費となりますか？	新築や購入の場合は、補助対象経費となります。 ただし、建物の権利に関する登記を行なった日前、1年以内に購入(購入契約を締結)し、持分が1/2以上の土地に限ります。
	土地を購入して、住宅を新築しました。土地の名義は親で、住宅は、親と私で1/2ずつです。補助対象経費に、土地の購入費用を含むことができますか？	できません。 購入した土地の持分が、1/2以上なければ、補助対象経費に含むことはできません。

項目	質問内容	回答
交付申請	世帯構成が変わった場合に、変更を届出する必要はありますか？	交付決定後の世帯構成の変更は、届出の必要はありません。 申請日から交付決定の日までに、変更があった場合は、申し出てください。
	世帯内で、転入日が異なります。交付申請書に記載する日付は、いつ時点のものを記載すればよいですか？	最も遅かった方の転入・転居日としてください。また、居住開始日も同様です。
	将来、両親と一緒に住もうと考えています。申請書に記載しておく必要はありますか？	必要ありません。 申請時点での世帯構成員を記載してください。
	同一世帯の中に、課税されていない者がいる場合は、納税証明書は必要ありませんか？	納税証明書の代わりに、非課税証明書（課税されていないことを証明する書類）を提出してください。
	国、県又は綾川町の他の補助金とは、具体的にはどのようなものがありますか？	すまい給付金、合併処理浄化槽の設置補助、太陽光発電設備の購入補助などが考えられます。
	省エネ住宅ポイントも、控除の対象になりますか？	対象になります。1ポイント1円として、補助対象経費から控除しますので、ポイント数の分かる書類を提出してください。
	申請時に、他の補助金の額が確定していない場合は、どのようにすればよいのですか？	申請時には、申請額が分かる書類に確定予定時期を記載して提出してください。確定後、確定額の分かる書類を提出してください。
	この補助金以外の補助金の額が確定していない状態で申請した場合でも、交付決定はされるのですか？	申請は受け付けますが、他の補助金の額が確定していない場合は、交付決定は行ないません。確定額の分かる書類が提出された時点で、交付決定を行ないます。
	補助金の振込先口座を、申請人の名義以外の口座にすることはできますか？	できません。
交付申請	同意書が必要な場合とは、どのようなときですか。	申請書の世帯構成員の欄に記載される方以外に、その住宅に対して、補助の要件を満たしている方がいる場合に、その方の同意書（様式任意）が必要です。
	郵送による申請や代理人による申請はできますか？	販売業者等による申請も含めて可能です。 ただし、同一世帯以外の方が代理で申請書類や請求書を提出する場合は、委任状（様式任意）を添付してください。
交付決定	不交付決定とは、どのような場合にされるのですか？	補助の対象とならない場合や、申請内容に偽りや不正などが発見された場合などです。

項目	質問内容	回答
補助金の交付	交付請求書は、いつ提出すればいいのですか？	町から「交付決定及び額の確定通知書」が届いた後に、速やかに提出してください。
	交付請求書を提出してから、実際に交付されるまで、どの程度の期間がかかりますか？	通常であれば、1ヶ月程度で交付できると考えています。ただし、予算が不足する場合には、交付をお待ちいただくこともあります。
	補助金を現金で受け取ることはできますか？	指定口座への振込のみの交付となります。
	補助金の代理受領はできますか？	できません。
補助金の返還	補助金の返還を求められるのは、どのような場合ですか？	申請内容に偽りや不正があった場合、5年以内に、転居・転出した場合などです。
その他	確定申告で、住宅借入金等特別控除を受ける場合、住宅の取得等の対価から、補助金の額を控除する必要はありますか？	控除する必要があります。 詳しくは、坂出税務署にご確認ください。

## 7. 申請書の提出先及びお問い合わせ先

〒761-2392

香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地  
綾川町役場 総務課いいまち推進室  
電話 087-876-5577 FAX 087-876-1948  
E-mail iimachi@town.ayagawa.lg.jp

交付申請や交付請求にかかる書式は、綾川町のホームページからも

ダウンロードできます。【<http://www.town.ayagawa.kagawa.jp/>】

# 書き方見本

様式第1号（第5条関係）

## 綾川町若者定住促進補助金交付申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

綾川町長 様

申請人 住 所 綾川町滝宮299番地

氏 名 綾川 太郎



電話番号 876-1906

綾川町若者定住促進補助金の交付を受けたいので、綾川町若者定住促進補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、当該補助金の交付決定のため、町が私及び世帯構成員の住民基本台帳及び、町税納付状況に関する調査を行なうことに承諾するとともに、補助金の交付を受けた日から起算して5年以上綾川町に居住する意思を有することを、ここに宣誓いたします。

### 記

住宅の所在地	綾川町 滝宮299番地		
世帯構成（※申請者を含む）	氏 名	年齢	申請者との続柄
	綾川 太郎	38	本人
	綾川 花子	36	妻
	綾川 一郎	10	子
	綾川 美里	6	子
転入・転居年月日	令和5年 4月 1日		
居住開始年月日	令和5年 4月 10日		
申請の内容	<input type="checkbox"/> 新築	土地の購入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input checked="" type="checkbox"/> 新築した住宅の購入	土地の購入	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 中古住宅の購入	土地の購入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 住宅の建替え		
建築又は販売を行なった業者	所在地（住所）綾川町山田下2224番地 業者名（氏名）（株）綾川工務店		
対象住宅に対する国、県又は本町の制度による他の補助金受給の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

# 記載例

会計室	課	
係	課長	係

## 債権者登録申請書

(該当番号に○をつけてください)

1. 新規	変更・廃止理由(変更・廃止の場合のみ記入してください)
2. 変更	
3. 廃止	
<input type="checkbox"/> 代表者の変更 <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 振込先の変更 <input type="checkbox"/> その他( )	

綾川町長 殿

令和 年 月 日

綾川町から受け取る支払金のうち口座振替については、下記の口座に振込みされるよう申請します。  
 なお、記載内容を変更しない限り、毎年度下記のとおり、お支払いください。

記

郵便番号	-	電話番号
住所		

法人名 または 屋号	フリガナ	漢字
------------------	------	----

代表者 名 または 個人名	フリガナ	漢字
フリガナ	漢字	漢字

(会社印)	(代表者印又は個人印)
-------	-------------

振込通知書 必要  不要  (いずれかを○で囲んでください)

振込先変更なし (新規登録または振込先変更ありの場合は下記に記入してください)

記

通常払 (指定口座番号)						
金融機関名	フリガナ	漢字	銀行 農協 その他	支店 出張所	種別 普通 当座	口座番号
コートNo.		店番				
口座 名義人	フリガナ	漢字				

前払 (指定口座番号)						
金融機関名	フリガナ	漢字	銀行 農協 その他	支店 出張所	種別 普通 当座	口座番号
コートNo.		店番				
口座 名義人	フリガナ	漢字				

備考	源泉徴収対象者の生年月日
T S H	年 月 日生

債権者登録番号									

### ■記載要領

1. 新規を選択。  
(既に登録している人は申請  
自体不要です)

記載した日を記入

自宅の住所を記載  
申請者名を記載

認印で可  
(銀行印でなくて構いません)

振込通知書の必要・不要のい  
ずかを○で囲んでください。

申請者本人の口座情報  
を登録してください。

**書 式 例**

# 同 意 書

(申請人) 住 所  
氏 名

私は、上記の者が綾川町若者定住促進補助金の交付申請を行い、補助金を受領することに同意します。

年 月 日

綾川町長 様

(同意者) 住 所 (自 署)

氏 名 (自 署) 印

書 式 例

# 委 任 状

(受任者) 住 所  
事業所等名称  
代表者職氏名  
受任者氏名  
連絡先

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

綾川町若者定住促進補助金の交付申請書、及び交付請求書の作成・提出、並びに提出書類について、修正し、又は補完するための一切の権限

年 月 日

綾川町長 様

(委任者) 住 所 (自 署)  
氏 名 (自 署) 印

※ この委任状は、申請書等の作成、提出、修正、及び補完にかかるものです。ただし、証明書などの添付書類の取得に関しては、各発行元にご確認ください。  
※ 委任状には、受任者の身分を証明する書類（免許証の写しなど）を添付してください。

## 綾川町若者定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人口の減少を抑制し、定住の促進と地域の活性化を図るため、本町の区域内に定住するために住宅を新築、又は購入、若しくは建替えを行なった者に対し、予算の範囲内において綾川町若者定住促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住することを目的として、独立した基礎を有し、玄関、居室、便所、浴室及び台所等を有している一戸建ての建築物をいう。
- (2) 中古住宅 個人の生活を目的とし、居住の用に供されたことのある住宅をいう。
- (3) 新築 居住することを目的として、本町の区域内に新たに住宅を建築することをいう。
- (4) 購入 居住することを目的として、本町の区域内に存する住宅を購入することをいう。
- (5) 建替え 本町の区域内に存する住宅の全部を取り壊し、従前と同じ敷地とみなされる土地に住宅を建築することをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅を新築、又は購入、若しくは建替え（以下「新築等」という。）を行い、この補助金の交付を申請した日において、40歳以下の者であること。
  - (2) 住宅の所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定により、建物の権利に関する登記を行なった者。以下同じ。）であること。ただし、共有名義の場合は、持分が2分の1以上の者（持分が2分の1の所有者が2名の場合は、いずれか一方）であること。
  - (3) 補助対象者、及びその同一世帯に属する者（以下「世帯全員」という。）が、新築等を行なった住宅の所在地により、本町の住民基本台帳に記録された者であること。
  - (4) 新築等を行なった住宅を生活の本拠として引き続き5年以上居住する意思がある者であること。
  - (5) 世帯全員が、本町、及び前住所地の市区町村において市区町村民税を滞納していない者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな
- (1) 過去にこの告示に基づき補助金の交付を受けたことのある者であること。
  - (2) 転入、又は転居を伴わず、新築等を行なった者であること。
  - (3) 建替えを行なった者で、転入、又は転居の日前3年以内に、当該住宅の所在地により、住民基本台帳に記録されていた者であること。
  - (4) その他、町長が不適切な事由があると認める者であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額等は別表第1のとおりとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

2 国、県又は本町の制度による他の補助を受けている場合は、当該補助金の額を補助

の対象となる費用から控除する。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、住宅の建物の権利に関する登記を行なった日、又は世帯全員が、新築等を行なった住宅の所在地により、本町の住民基本台帳に記録されたから日のいずれか遅い日から起算して3箇月以内に、綾川町若者定住促進補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定により申請された書類の審査及び必要に応じて行なう実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、綾川町若者定住促進補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による書類の審査及び必要に応じて行なう実地調査等により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、綾川町若者定住促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた申請者は、速やかに綾川町若者定住促進補助金交付請求書（様式第4号）により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 正当な事由がなく、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居し、又は転出したとき。
- (2) 補助金の交付申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めるとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	補助対象経費	補助率	限度額	備考
住宅の新築、又は新築した住宅の購入	住宅の新築、又は新築した住宅の購入に要する経費（建物の権利に関する登記を行なった日前1年以内に購入し、持分が1/2以上の土地の購入費用を含む。）	10/100 ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に、1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。	100万円 ただし、新築等を行なった住宅が旧綾上町地域に存する場合は、200万円	店舗併用住宅の場合は、補助対象経費を居住部分の面積で按分して得た額を補助対象経費とする。
中古住宅の購入	中古住宅の購入に要する経費（持分が1/2以上の土地の購入費用を含み、購入後の改修費用を除く。）			区分ごとの補助対象経費を合算して補助対象経費とすることはできないものとする。
住宅の建替え	住宅の建替えに要した経費（既存住宅の撤去費用を除く。）			

別表第2（第5条関係）

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 世帯全員の住民票謄本（続柄の記載されたもの）</li> <li>2 世帯全員の前住所地における納税証明書、若しくは非課税証明書（本町に転入した日の属する年度を除き、1年度以上経過している者は必要なし）</li> <li>3 土地の登記事項証明書（借地の場合は必要なし）</li> <li>4 住宅の登記事項証明書</li> <li>5 土地購入契約書の写し（借地の場合は土地賃貸借契約書の写し、建替えの場合は必要なし）</li> <li>6 住宅新築又は購入、若しくは建替えに係る契約書の写し</li> <li>7 補助対象経費にかかる領収書、又は銀行振込控えの写し</li> <li>8 国、県又は本町の制度による他の補助を受けている場合は、当該補助金の額が確認できる書類</li> <li>9 住宅の平面図（間取り、床面積が確認できるもの。購入後に改修を行なった場合は、改修後の間取り、床面積が確認できるもの）及び位置図</li> <li>10 住宅の全景写真（撮影位置を変えて2枚）</li> <li>11 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>
------	---

